

○経済産業省令第五号

電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第八十一条の規定に基づき、電気事業法第四十五条第二項に規定する指定試験機関を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成一八年二月一日

経済産業大臣 二階 俊博

電気事業法第四十五条第二項に規定する指定試験機関を定める省令の一部を改正する省令

電気事業法第四十五条第二項に規定する指定試験機関を定める省令（平成十三年経済産業省令第二百二十三号）の一部を次のように改正する。

表中「東京都千代田区有楽町一丁目七番一号」を「東京都中央区八丁堀二丁目九番一号」に改める。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。